資料４

令和４年２月１７日

大阪府インターネット上の誹謗中傷及び差別等の人権侵害のない社会づくり条例【概要】

大阪維新の会大阪府議会議員団

１．条例化する目的

　今後、「Society5.0」の到来により、インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されているが、インターネットによるコミュニケーションによって、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くことがある。

　このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

よって、インターネット上の誹謗中傷及び差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく、この条例を制定する。

　２．条例に盛り込もうとする事項

　　・府の責務、議会の責務、府民の役割、府民への啓発等を規定

　　・基本的施策として下記事項を規定

　　　 (1)　府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策

(2)　被害者の心理的負担の軽減に関する相談支援体制の整備

(3) 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備　等

　　・検討事項として、下記事項を規定

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される検討会議の設置等、府の組織体制

３．施行時期

　　令和４年４月１日から施行する。

（理由：新年度からの速やかな施策展開のため。）

４．参考資料

　　別紙のとおり